

令和 7 年 6 月 5 日

各 位

東京労働局労働基準部長

(公 印 省 略)

個人ばく露測定定着促進補助金の実施に係る周知について (協力要請)

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月から労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (令和 4 年厚生労働省令第 9 1 号) 等による化学物質規制が全面施行されたところです。これにより、リスクアセスメントの対象となる物を製造又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露を可能な限り低減することが義務付けられるとともに、濃度基準値が定められた化学物質については、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とすることが義務付けられました。

これらリスクアセスメントでのリスク見積もり、又は、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するために行われる個人ばく露測定の円滑な実施と促進を図るため、中小企業等を対象として、個人ばく露測定 (注) に要する費用の一部を補助する「個人ばく露測定定着促進補助金」について令和 6 年度に新設したところですが、令和 7 年度も引き続き実施することとしています。なお、昨年度は同一申請者当たりの交付額の合計は 5 万円を上限としていましたが、事業者がより活用しやすいよう、今年度は当該上限を 10 万円まで引き上げています。

補助対象等については、別添のリーフレットのとおりでありますので、化学物質を製造、取り扱う中小事業事業者等の皆様にご利用いただけるよう、ホームページでの周知等貴団体会員各位への周知につきまして、御協力の程お願い申し上げます。

(注) 次に掲げる法令の規定により実施が義務付けられている測定は補助対象から除かれますので、ご注意ください。そのほかにも補助対象者や補助対象経費に限定がありますので、添付のリーフレット等をご参照ください。

- ・有機溶剤中毒予防規則 (昭和 47 年労働省令第 36 号) 第 28 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項
- ・鉛中毒予防規則 (昭和 47 年労働省令第 37 号) 第 52 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号
- ・特定化学物質障害予防規則 (昭和 47 年厚生労働省令第 39 号) 第 36 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号並びに第 38 条の 21 第 2 項及び第 4 項



--	--	--	--	--	--	--	--

- ・粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）第 26 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号